（様式16）【省令様式第６号の２（省令第９条の２関係）】

運搬車両の写真

<table>
<tr><td colspan="2">自動車登録番号又は車両番号</td><td></td></tr>
<tr><td>前面写真</td><td colspan="2">写真の方向等について図示するのが望ましい。

注意事項
・車両の前面（真正面）を撮影すること。
・ナンバープレートが確認できること。</td></tr>
<tr><td>側面写真</td><td colspan="2">注意事項
・車両の側面（真横）を撮影すること。
・名称等の車体の表示が確認できること
既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物収集運搬車」、「会社名（事業者名）」、「許可番号」）が表示されていること。
車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付すること。

<table><tr><td>撮影</td><td>年　　月　　日</td></tr></table></td></tr>
</table>